

歯科診療報酬点数表

令和2年4月版

追補 202108

● 以下の告示・通知等により、本書の内容に訂正が生じたので、ここに追補します。

- 令和3年3月31日 厚生労働省告示第159号（令和3年4月1日適用）
- 令和3年3月31日 厚生労働省告示第163号（令和3年4月1日適用）
- 令和3年3月31日 保医発0331第1号（令和3年4月1日適用）
- 令和3年4月20日 厚生労働省告示第180号（令和3年4月21日適用）
- 令和3年8月11日 厚生労働省告示第307号（令和3年8月12日適用）
- 令和3年8月31日 厚生労働省告示第324号（令和3年9月1日・10月1日適用）
- 令和3年8月31日 厚生労働省告示第325号（令和3年9月1日適用）
- 令和3年8月31日 保医発0831第2号（令和3年9月1日適用）
- 令和3年8月31日 保医発0831第3号（令和3年10月1日適用）

● 本追補中、下線を付している部分は「追補202009」、「追補202101」又は「追補202103」によって訂正された部分であることを示しています。

● 本追補による「訂正後」の材料価格等については、令和3年10月1日以降の価格等を示しています。

頁	欄	行	訂正前	訂正後
22	右	下から8行目	実施している期間	実施している期間及び研修歯科医が研修協力施設において研修を実施している期間
186	左	上から22～24行目	(1) メタルコアを用いた場合 イ 大白歯 69点 ロ 小白歯・前歯 43点	(1) メタルコアを用いた場合 イ 大白歯 77点 ロ 小白歯・前歯 48点
192	右		〔M010金属歯冠修復の右欄として以下のように追加〕 ※ 歯内療法により根の保存可能なものに適切な保存処置の上、有床義歯（M030有床義歯内面適合法の「2」軟質材料を用いる場合で義歯床用軟質裏装材を使用して間接法により床裏装を行った場合は除く。）に磁性アタッチメントを使用することを目的とし、キーパーを装着した金属歯冠修復で根面を被覆した場合は、1歯につき、M005装着の「1」歯冠修復及び「注2」内面処理加算2並びに本区分の「1のイ」単純なものを準用して算定する。また、保険医療材料料は、M005装着の「1」歯冠修復及び本区分の「1のロ」複雑なものに準じて算定するとともに、キーパーの材料料を算定する。この場合において、歯冠形成はM001歯冠形成の「3のイ」単純なものを算定し、装着はM005装着の「1」歯冠修復を算定する。なお、実施に当たっては、関連学会の定める基本的な考え方を参考とする。また、キーパーを使用した場合は、製品に付属している使用した材料の名称及びロット番号等を記載した文書（シール等）を保存して管理する（診療録に貼付する等）。	
192	左	上から19行目	〔次行に追加〕	キーパーを装着した金属歯冠修復は2又は4の材料料、キーパーの材料料及びキーパーの装着の材料料の合計により算定する。
192	左	下から24～11行目	2 金銀パラジウム合金（金12%以上） (1) 大白歯	2 金銀パラジウム合金（金12%以上） (1) 大白歯

頁	欄	行	訂正前	訂正後
			イ インレー a 単純なもの <u>321点</u> b 複雑なもの <u>593点</u> ロ 5分の4冠 <u>746点</u> ハ 全部金属冠 <u>939点</u> (2) 小白歯・前歯 イ インレー a 単純なもの <u>218点</u> b 複雑なもの <u>434点</u> ロ 4分の3冠 <u>536点</u> ハ 5分の4冠 <u>536点</u> ニ 全部金属冠 <u>672点</u>	イ インレー a 単純なもの 355点 b 複雑なもの 656点 ロ 5分の4冠 825点 ハ 全部金属冠 1,039点 (2) 小白歯・前歯 イ インレー a 単純なもの 241点 b 複雑なもの 480点 ロ 4分の3冠 593点 ハ 5分の4冠 593点 ニ 全部金属冠 744点
192	左	下から6行目 ～次頁上から 10行目	3 銀合金 (1) 大白歯 イ インレー a 単純なもの 19点 b 複雑なもの 33点 ロ 5分の4冠 42点 ハ 全部金属冠 52点 (2) 小白歯・前歯・乳歯 イ インレー a 単純なもの 12点 b 複雑なもの 24点 ロ 4分の3冠(乳歯を除く。) 30点 ハ 5分の4冠(乳歯を除く。) 30点 ニ 全部金属冠 38点 4 (略)	3 銀合金 (1) 大白歯 イ インレー a 単純なもの 20点 b 複雑なもの 35点 ロ 5分の4冠 46点 ハ 全部金属冠 56点 (2) 小白歯・前歯・乳歯 イ インレー a 単純なもの 13点 b 複雑なもの 26点 ロ 4分の3冠(乳歯を除く。) 32点 ハ 5分の4冠(乳歯を除く。) 32点 ニ 全部金属冠 41点 4 (略) 5 キーパー 233点
193	左	下から13～11 行目	1 金銀パラジウム合金(金12%以上)を 用いた場合 <u>837点</u> 2 銀合金を用いた場合 <u>84点</u>	1 金銀パラジウム合金(金12%以上)を 用いた場合 <u>926点</u> 2 銀合金を用いた場合 <u>90点</u>
196	左	下から14行目 ～次頁上から 3行目	1 鑄造ポンティック (1) 金銀パラジウム合金(金12%以上) イ 大白歯 <u>1,081点</u> ロ 小白歯 <u>814点</u> (2) 銀合金 大白歯・小白歯 42点 2 レジン前装金属ポンティック (1) 金銀パラジウム合金(金12%以上) を用いた場合 イ 前歯 <u>650点</u> ロ 小白歯 <u>814点</u> ハ 大白歯 <u>1,081点</u> (2) 銀合金を用いた場合 イ 前歯 54点 ロ 小白歯 54点 ハ 大白歯 54点	1 鑄造ポンティック (1) 金銀パラジウム合金(金12%以上) イ 大白歯 1,196点 ロ 小白歯 901点 (2) 銀合金 大白歯・小白歯 45点 2 レジン前装金属ポンティック (1) 金銀パラジウム合金(金12%以上) を用いた場合 イ 前歯 719点 ロ 小白歯 901点 ハ 大白歯 1,196点 (2) 銀合金を用いた場合 イ 前歯 58点 ロ 小白歯 58点 ハ 大白歯 58点
200	左	下から9～2 行目	2 金銀パラジウム合金(金12%以上) (1) 双子鉤 イ 大・小白歯 <u>864点</u> ロ 犬歯・小白歯 <u>676点</u> (2) 二腕鉤(レストつき) イ 大白歯 <u>593点</u> ロ 犬歯・小白歯 <u>516点</u> ハ 前歯(切歯) <u>479点</u>	2 金銀パラジウム合金(金12%以上) (1) 双子鉤 イ 大・小白歯 956点 ロ 犬歯・小白歯 748点 (2) 二腕鉤(レストつき) イ 大白歯 656点 ロ 犬歯・小白歯 571点 ハ 前歯(切歯) 529点
201	左	上から15～20 行目	1 鑄造鉤又はレストに金銀パラジウム合 金(金12%以上), 線鉤に不銹鋼及び特	1 鑄造鉤又はレストに金銀パラジウム合 金(金12%以上), 線鉤に不銹鋼及び特

頁	欄	行	訂正前	訂正後
			殊鋼を用いた場合 (1) 前歯 239点 (2) 犬歯・小白歯 258点 (3) 大白歯 297点	殊鋼を用いた場合 (1) 前歯 265点 (2) 犬歯・小白歯 285点 (3) 大白歯 328点
201	左	下から1行目 ～次頁上から 1行目	(1) 金銀パラジウム合金（金12%以上） 1,386点	(1) 金銀パラジウム合金（金12%以上） 1,533点
204	右	〔M029有床義歯修理の右欄として以下のように追加〕 ※ 有床義歯（M030有床義歯内面適合法の「2」軟質材料を用いる場合で義歯床用軟質裏装材を使用して間接法により床裏装を行った場合は除く。）に磁性アタッチメントを使用することを目的とし、根面を被覆するキーパーを装着した金属歯冠修復と密接するように、磁石構造体を装着した場合は、1個につき、本区分を準用して算定する。なお、実施に当たっては、関連学会の定める基本的な考え方を参考とする。また、磁石構造体を使用した場合は、製品に付属している使用した材料の名称及びロット番号等を記載した文書（シール等）を保存して管理する（診療録に貼付する等）。なお、義歯の破損、増歯等に対する有床義歯修理と同時に有床義歯に磁石構造体を装着した場合の有床義歯修理は、所定点数により別途算定する。		
204	左	下から5行目	〔次行に追加〕	【有床義歯修理の保険医療材料】 有床義歯修理（1床につき） 磁石構造体 777点
227	左	上から2行目	（令和 3. 3. 5 厚生労働省告示第63号改正）	（令和 3. 8. 31 厚生労働省告示第325号改正）
231	左	上から13～14 行目	、ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム製剤、遺伝子組換えヒト von Willebrand因子製剤、プロスマブ製剤、アガルシダーゼ アルファ製剤、アガルシダーゼ ベータ製剤、アルグルコシダーゼ アルファ製剤、イデュルスルファーゼ製剤、イミグルセラール製剤、エロスルファーゼ アルファ製剤、ガルスルファーゼ製剤、セベリパーゼ アルファ製剤、ペラグルセラール製剤 アルファ製剤及びラロニダーゼ製剤	、ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム製剤、遺伝子組換えヒト von Willebrand因子製剤、プロスマブ製剤、アガルシダーゼ アルファ製剤、アガルシダーゼ ベータ製剤、アルグルコシダーゼ アルファ製剤、イデュルスルファーゼ製剤、イミグルセラール製剤、エロスルファーゼ アルファ製剤、ガルスルファーゼ製剤、セベリパーゼ アルファ製剤、ペラグルセラール製剤 アルファ製剤、ラロニダーゼ製剤、メボリズマブ製剤、オマリズマブ製剤（季節性アレルギー性鼻炎の治療のために使用する場合を除く。）、テデュグルチド製剤及びサトラリズマブ製剤
231	左	下から13行目	、ピフェルトロ錠100mg、キャブピリン配合錠、ソリクア配合注ソロスター及びアイラミド配合懸濁性点眼液	、ピフェルトロ錠100mg、キャブピリン配合錠、ソリクア配合注ソロスター、アイラミド配合懸濁性点眼液及びエプリスディドライシロップ60mg
234	左	上から2行目	（令和 2. 3. 5 厚生労働省告示第58号改正）	（令和 3. 3. 31 厚生労働省告示第163号改正）
236	右	下から19行目	一～三十五の九	一～五
236	右	〔下から19行目の次に以下のように追加〕 六 臨床研修病院入院診療加算の施設基準 (1) (略) (2) 単独型又は管理型の施設基準 次のいずれかに該当すること。 イ 次のいずれにも該当する病院である単独型臨床研修施設（歯科医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令（平成17年厚生労働省令第103号）第3条第一号に規定する単独型臨床研修施設をいう。）又は病院である管理型臨床研修施設（同条第二号に規定する管理型臨床研修施設をいう。）であること。 ① 診療録管理体制加算に係る届出を行っている保険医療機関であること。 ② 研修歯科医の診療録の記載について指導歯科医が指導及び確認をする体制がとられていること。 ③ その他臨床研修を行うにつき十分な体制が整備されていること。 ロ 次のいずれにも該当する単独型相当大学病院（歯科医師法（昭和23年法律第202号）第16条の2第1項に規定する歯学若しくは医学を履修する課程を置く大学に附属する病院（歯科医業を		

頁	欄	行	訂正前	訂正後
			<p>行わないものを除く。)のうち、単独で又は歯科医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令第3条第一号に規定する研修協力施設と共同して臨床研修を行う病院をいう。以下同じ。)又は管理型相当大学病院(歯科医師法第16条の2第1項に規定する歯学若しくは医学を履修する課程を置く大学に附属する病院(歯科医業を行わないものを除く。)のうち、他の施設と共同して臨床研修を行う病院(単独型相当大学病院を除く。)であって、当該臨床研修の管理を行うものをいう。以下同じ。)であること。</p> <p>① 診療録管理体制加算に係る届出を行っている保険医療機関であること。</p> <p>② 研修歯科医の診療録の記載について指導歯科医が指導及び確認をする体制がとられていること。</p> <p>③ その他臨床研修を行うにつき十分な体制が整備されていること。</p> <p>(3) 協力型の施設基準 次のいずれかに該当すること。</p> <p>イ 次のいずれにも該当する協力型臨床研修病院(医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令第3条第二号に規定する協力型臨床研修病院をいう。)であること。</p> <p>① 診療録管理体制加算に係る届出を行っている保険医療機関であること。</p> <p>② 研修医の診療録の記載について指導医が指導及び確認をする体制がとられていること。</p> <p>③ その他臨床研修を行うにつき十分な体制が整備されていること。</p> <p>ロ 次のいずれにも該当する協力型相当大学病院(医学を履修する課程を置く大学に附属する病院のうち、他の病院と共同して臨床研修を行う病院(基幹型相当大学病院を除く。)をいう。)であること。</p> <p>① 診療録管理体制加算に係る届出を行っている保険医療機関であること。</p> <p>② 研修医の診療録の記載について指導医が指導及び確認をする体制がとられていること。</p> <p>③ その他臨床研修を行うにつき十分な体制が整備されていること。</p> <p>ハ 次のいずれにも該当する病院である協力型(Ⅰ)臨床研修施設(歯科医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令第3条第三号に規定する協力型(Ⅰ)臨床研修施設をいう。)であること。</p> <p>① 診療録管理体制加算に係る届出を行っている保険医療機関であること。</p> <p>② 研修歯科医の診療録の記載について指導歯科医が指導及び確認をする体制がとられていること。</p> <p>③ その他臨床研修を行うにつき十分な体制が整備されていること。</p> <p>ニ 次のいずれにも該当する協力型(Ⅰ)相当大学病院(歯科医師法第16条の2第1項に規定する歯学若しくは医学を履修する課程を置く大学に附属する病院(歯科医業を行わないものを除く。)のうち、他の施設と共同して3月以上の臨床研修を行う病院(単独型相当大学病院及び管理型相当大学病院を除く。)をいう。)であること。</p> <p>① 診療録管理体制加算に係る届出を行っている保険医療機関であること。</p> <p>② 研修歯科医の診療録の記載について指導歯科医が指導及び確認をする体制がとられていること。</p> <p>③ その他臨床研修を行うにつき十分な体制が整備されていること。</p> <p>六の二～三十五の十一(略)</p>	
237	右	上から10行目	(平成26. 3. 31 厚生労働省告示第199号改正)	(令和 3. 3. 31 厚生労働省告示第159号改正)
238	右	下から4行目	過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)
239	左	上から4行目	[次行に追加]	(最終改正; 令和3年3月31日 保医発0331第1号)
240	右	[下から1行目の次に以下のように追加] 別添3	<p>入院基本料等加算の施設基準等</p> <p>第2 臨床研修病院入院診療加算</p> <p>2 臨床研修病院入院診療加算に関する施設基準(歯科診療に係るものに限る。)</p> <p>(1) 単独型又は管理型の施設基準</p> <p>ア 指導歯科医は歯科医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令に基づく指導歯科医の資格要件を満たす歯科医師であること。</p> <p>イ 研修歯科医2人につき、指導歯科医1人以上であること。</p> <p>ウ 当該保険医療機関の歯科医師の数は、医療法に定める標準を満たしていること。</p>	

頁	欄	行	訂正前	訂正後
			<p>エ 加算の対象となる病院である保険医療機関は、臨床研修施設であって研修管理委員会が設置されている単独型臨床研修施設（歯科医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令（平成17年厚生労働省令第103号）第3条第1号に規定する単独型臨床研修施設をいう。）若しくは管理型臨床研修施設（同条第2号に規定する管理型臨床研修施設をいう。）又は単独型相当大学病院（歯科医師法第16条の2第1項に規定する歯学若しくは医学を履修する課程を置く大学に附属する病院（歯科医業を行わないものを除く。）のうち、単独で若しくは歯科医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令第3条第1号に規定する研修協力施設と共同して臨床研修を行う病院をいう。以下同じ。）若しくは管理型相当大学病院（歯科医師法第16条の2第1項に規定する歯学若しくは医学を履修する課程を置く大学に附属する病院（歯科医業を行わないものを除く。）のうち、他の施設と共同して臨床研修を行う病院（単独型相当大学病院を除く。）であって、当該臨床研修の管理を行うものをいう。以下同じ。）であること。</p> <p>オ 当該保険医療機関の職員を対象とした保険診療に関する講習（当該保険医療機関が自ら行うものを指し、当該保険医療機関以外のものにより実施される場合を除く。）が年2回以上実施されていること。</p> <p>(2) 協力型の施設基準</p> <p>ア 協力型（Ⅰ）臨床研修施設（歯科医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令第3条第3号に規定する協力型臨床研修施設をいう。）又は協力型相当大学病院（歯科医師法第16条の2第1項に規定する歯学若しくは医学を履修する課程を置く大学に附属する病院（歯科医業を行わないものを除く。）のうち、他の施設と共同して3月以上の臨床研修を行う病院（単独型相当大学病院及び管理型相当大学病院を除く。）であって、2の(1)のアからウまでを満たしていること。</p> <p>イ 研修歯科医が単独型臨床研修施設若しくは管理型臨床研修施設又は単独型相当大学病院若しくは管理型相当大学病院において実施される保険診療に関する講習を受けていること。</p> <p>3 届出に関する事項</p> <p>臨床研修病院入院診療加算の施設基準に係る取扱いについては、当該基準を満たしていればよく、特に地方厚生（支）局長に対して、届出を行う必要はないこと。</p>	
264	右	上から2行目	(令和元. 8. 30 厚生労働省告示第97号改正)	(令和 3. 3. 31 厚生労働省告示第159号改正)
265	左	上から8～9行目	過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）
267	左	上から2行目	(令和 3. 2. 26 厚生労働省告示第57号改正)	(令和 3. 8. 31 厚生労働省告示第324号改正)
268	左	上から10行目	[次行に追加]	ウ 綿形状 0.1g当たり14,800円
269	右	上から14～16行目	006 歯科鑄造用金銀パラジウム合金（金12%以上 J I S適合品） 1g 2,668円	006 歯科鑄造用金銀パラジウム合金（金12%以上 J I S適合品） 1g 2,951円
269	右	上から23～28行目	011 歯科鑄造用銀合金 第1種（銀60%以上インジウム5%未満 J I S適合品） 1g 130円 012 歯科鑄造用銀合金 第2種（銀60%以上インジウム5%以上 J I S適合品） 1g 151円	011 歯科鑄造用銀合金 第1種（銀60%以上インジウム5%未満 J I S適合品） 1g 145円 012 歯科鑄造用銀合金 第2種（銀60%以上インジウム5%以上 J I S適合品） 1g 163円
270	右	下から16行目	067 永久歯金属冠 1本 294円 068 純チタン2種 1g 47円	067 永久歯金属冠 1本 294円 068 純チタン2種 1g 47円 069 磁性アタッチメント (1) 磁石構造体 1個 7,770円 (2) キーパー 1個 2,330円